

尾張旭市監査公表第19号

令和2年6月30日付け尾張旭市監査公表第17号をもって公表した財政援助団体監査の結果報告について、令和2年7月14日付け2長第452号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年7月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（健康福祉部長寿課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
シルバー人材センターから提出された、補助事業実績報告書の添付書類において、金額の記載誤りが散見された。	シルバー人材センターに対し、適切な書類を作成するよう指導します。また、書類を収受する際は十分審査し、内容に誤りが認められる場合は、修正の上、再提出を求めることとします。
シルバー人材センター事業費補助金交付要綱において、3年の見直し期間を設定するため附則中に失効規定を定めているが、平成30年度の補助金交付事務の執行状況を見ると、事業実績報告書の提出及び補助金の額の確定の手続が失効の日以降に行われている。また、当該要綱には、額の確定後の補助金の返還の規定等が定められていることから、附則には、失効に伴う経過措置を規定する必要がある。	今年度中に、失効に伴う経過措置を附則に規定する要綱改正を行います。